

長期的な処理見通し策定のための処理対象量把握調査について

長期的処理策定のための処理対象量の把握は、JESCO 登録量に加えて PCB 特措法・電気事業法で届出済みながら JESCO へ未登録の数量等を求め整理し合算することであり、処理対象量の把握の具体的な内容については以下に記す。（資料 3 別紙 2－2 の流れに沿って行われる。）

1 突合作業

- PCB 特措法若しくは電気事業法の届出データの中で J E S C O に登録されていないデータを抽出するための突合作業。
- すべての項目で合致するようなものについては、機械的に突合作業。
- 名称、種別、数量、住所等の一部が異なる記載があるデータについても、できる限り登録済みデータか未登録のデータかどうか判別を行う。
- 例えば、保管事業者の名称が異なる場合について、登録か届出のどちらかにおいて略称で記載されている場合（例 中間貯蔵・環境安全事業株式会社と J E S C O）など合致しているかどうか機械的に判断できない場合などについて、保管事業者や環境省等に個別に問い合わせ可能な限り突合作業を行っている。
- 突合作業の結果、J E S C O 登録済みデータでないとされた PCB 廃棄物の届出データについて、届出者が J E S C O 登録済保管事業者（例 過去にトランスを登録した J E S C O 登録済事業者がコンデンサを新たに届出していた場合）か J E S C O 未登録の保管事業者か区分する。

2 確認作業

- 届出者が J E S C O 登録済の保管事業者の場合については、J E S C O から事業者の確認を行う。
- 届出者が J E S C O 未登録の保管事業者については、地方環境事務所にそのデータを送付、所在地の自治体に対し、地方環境事務所から確認等を依頼する。
- 確認作業によりデータの誤記載が判明したものについては、修正情報を反映させる。

3 J E S C O 未登録物の高濃度物の確定

- 確認作業の結果、廃棄物として存在し J E S C O に未登録の物について、聴取や立ち入り等により高濃度物かどうかを確認する。（J E S C O 登録済保管事業者の場合は J E S C O が上記確認作業と併せて行い、J E S C O 未登録の保管事業者は地方環境事務所、所在地の自治体、J E S C O で協力して行う）

4 まとめ

- J E S C O登録量及び上記 2、3 の作業により導き出された量の合算で長期処理対象量になる
- 2、3 の作業は多量保管者からなど、長期的な処理の見通しに影響の大きなものから行っている。そのため、少量保管者など確認作業が長期的な処理見通し策定時までに行えないものについては、引き続き確認作業を行うが、長期的な処理見通しでは不明物であるものの長期処理対象量として扱っている。

5 情報の共有

- 作業成果については、J E S C O、環境省、都道府県等と共有化をおこなっており、今後の長期的な処理の見通しの確認作業の効率化が図られるとともに、処理推進に資する未処理廃棄物一覧の作成のための基データとなっている。